

障害基礎年金と児童扶養手当について お知らせします

障害基礎年金の 加算対象が変わります

これまで、障害基礎年金の子の加算は、受給権発生時に生計を維持している子がある場合に加算額の対象としていましたが、このたびの法律改正により、4月1日から、受給権発生後に子を持ち、その子との間で生計維持関係がある場合にも子の加算を行うこととなりました。

障害基礎年金の子加算の 運用見直しと児童扶養手当との 関係について

児童扶養手当は、児童が障害基礎年金の加算対象である場合は支給されませんでした。4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合においては、年金の子の加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となります。

受給変更ができる場合

「両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害の状態にあることで配偶者に支給される児童扶養手当」と「障害基礎年金の子加算」の金額を比較し、受給変更が可能となります。児童が複数いる場合には、対象となる児童ごとに、どちらを受給するか選択することができます。

児童扶養手当とは

離婚や未婚での出生など、ひとり親家庭を対象として支給される手当ですが、両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害（国民年金または厚生年金保険法1級相当）の状態にある場合、ひとり親家庭と同様に対象となる場合があります。ただし、障害基礎年金を含む公的年金を受けることができる方は対象とならないほか、所得制限があり、また、所得制限範囲内であっても、実際の生活状況などによっては対象とならない場合もあります。

児童扶養手当が4月分から 0.4%減額になります

4月分の手当から減額されますが、実質的には8月に受け取る手当（4月分～7月分）に反映されます。受給している皆さんには、後日通知書を送付しますので、ご確認ください。

	平成22年度	平成23年度
全部支給(月額)	41,720円	41,550円
一部支給(月額)	41,710円～ 9,850円	41,540円～ 9,810円

問い合わせ

児童扶養手当について

- こども家庭課
(☎229-3155、☎229-3334)
- 各総合支所市民福祉課
(福祉課)

障害基礎年金について

- 保険年金課
(☎229-3162、☎279-5001)
- 各総合支所市民福祉課
(市民課)
- 津年金事務所 (☎228-9120)